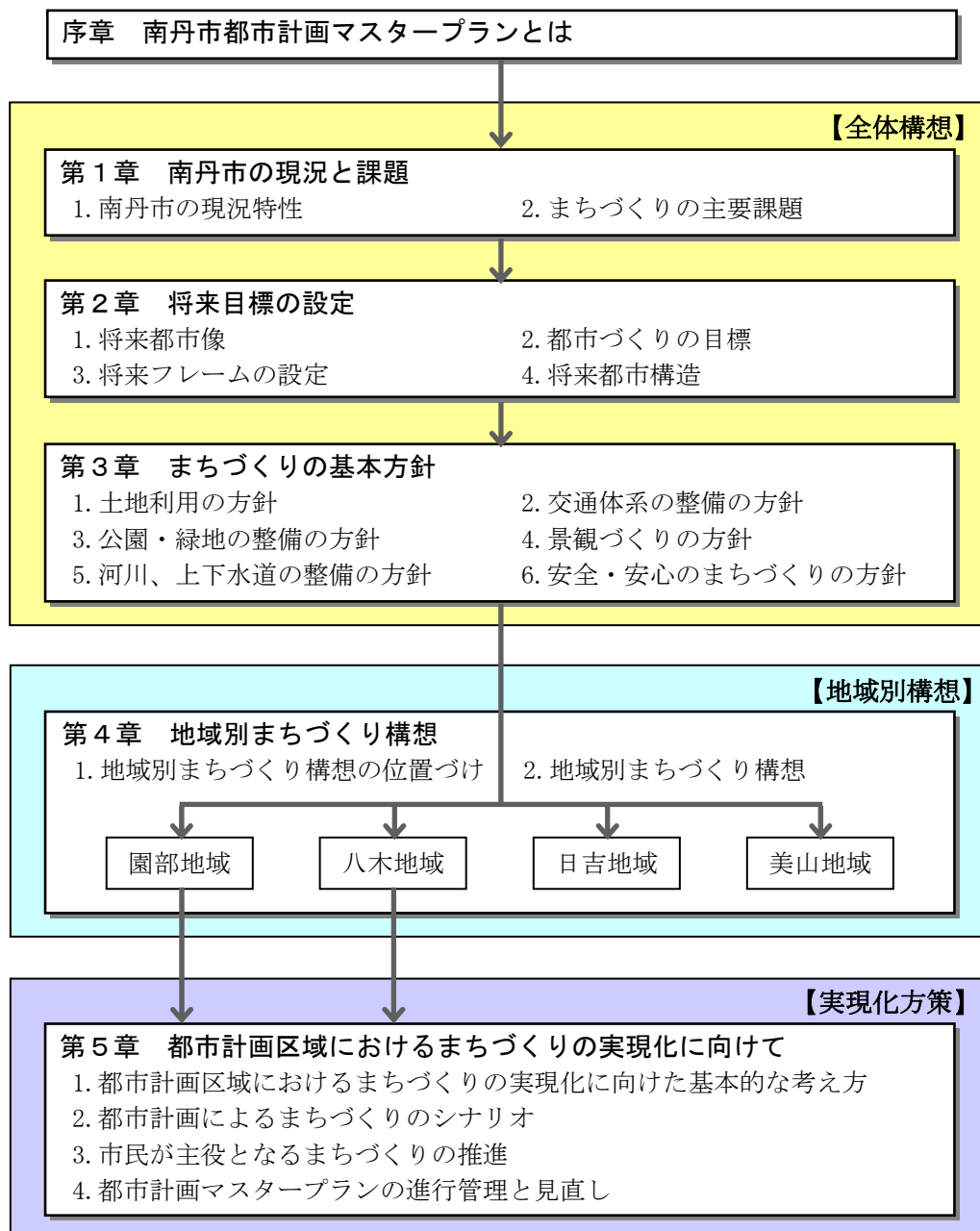


2. 計画の基本的事項

(1) 計画の構成

全市的な視点でまちづくりの方針を示した「全体構想」と、全体構想を踏まえてそれぞれの地域でまちづくりを実践する上での指針となるまちづくりの方針を示した「地域別構想」、都市計画区域内におけるまちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示した「実現化方策」の3項目により構成されます。



■ 南丹市都市計画マスタープランの構成 ■

(2) 計画の基本的事項

① 対象区域

原則として都市計画区域を基本として策定することとされていますが、都市計画分野に限らず、市町村合併を踏まえた幅広い観点でまちづくりを捉え、市民や事業者と行政の協働による地域づくりを総合的に推進するため、本計画においては南丹市全域を計画の対象とします。

実現化方策に関しては、都市計画区域内を対象とします。



■ 都市計画区域の指定状況 ■

② 目標年次

長期的な視点に立ち、概ね 20 年後の平成 39 年を目標年次とし、概ね 10 年後の平成 29 年（南丹市総合振興計画の目標年次と整合）を中間年次として定めます。

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	……	H39
南丹市総合振興計画	基本構想	●	10 カ年												
	基本計画	●	前期 5 カ年					後期 5 カ年							
	実施計画		3 カ年			(毎年度ローリング)									
南丹都市計画区域整備開発及び保全の方針 (京都府)		●	概ね 10 年以内の整備の目標を示す												
南丹市都市計画マスタープラン			●	●	●	概ね 10 年以内の整備の目標を示す						10 カ年			

● : 計画の策定

中間年次 : 平成 29 年度 (マスタープランの検討開始時期から概ね 10 年間)
⇒ 総合計画の目標年次と整合を図る

目標年次 : 平成 39 年度
将来像の実現に要する期間を考慮し、長期的な視点からまちづくりの方向性を示す。